

## 第23回 市民自治を考える懇話会 会議録要約版

- |      |                                        |
|------|----------------------------------------|
| ○日 時 | 平成20年6月12日(木)午後7時～9時                   |
| ○場 所 | 市役所南館 講堂                               |
| ○出席者 | (委 員) 10名<br>(事務局) 3名<br>(サポートスタッフ) 2名 |

### 会議内容

提言書の作成について

主な内容と意見

#### ■事務局

前回の会議で、提言のたたき案を皆さんに見ていただき様々な意見をいただいたものを委員 4 名で6月5日に集まり調整いただいた。

本日は、その提言書の素案をお手元に配布させていただいている。

網掛け部分は、委員からいただいた意見を中心として反映させていただいた。見え消し部分は、それを調整し、カットさせていただいた。

委員から説明してもらう予定だったが、所用で遅れるとの連絡があったため、事務局から説明させていただく。

1 ページの「17 世紀になって」と「昭和 40 年代に」という 2 つの段落を追加させていただいた。歴史的な部分も入れたらどうかという意見や従来から住んでいた方とニュータウン開発で新しく来られた方との交流が十分ではなかった時代があったのではないかとということで追加させていただいている。ただ、その後、「市民主体の活動が盛んになってきて、人のつながりも広がってきたように感じます」というようにまとめてもらっている。その中で、中段より下で、段落が全て消えているが、その中の地域防犯ステーションの関係については、一つ上のところで、「地域防犯ステーションなど市民ボランティアが主体の防犯・防災活動や」というところに活かして、つなげていくような形で整理していただいている。

2 ページの「(2)市民自治を考える懇話会の話し合いの経過と意見」では、言葉の前に形容詞的なものをつけていただいている。「どのように開発していくのか」を「どのように保全していくのか」の方がふさわしいという指摘があり、その 2 行後の「考え」の後に「行動」がいるとの意見が出ていたので付け加えていただいている。次の段落で「対話と交流の場」の前に「市民同士が気軽に情報交換できる」を足していただいている。それと、この章のタイトルとして当初「はじめに」となっていたが、久先生の提案により「提言に向けたわたしたちの思い」に代えて、第 1 章という位置づけにさせていただいた。7 ページ第 4 章(2)市民の権利で、「市民の権利は、公共の福祉に反しない限り尊重され、その行使に際しては不当に差別的な扱いを受けてはなりません。」というものを追加していただいている。13 ページ(1)総合計画の中で「総合計画」の前に「施策の基本となる」を付け加えていただいている。(3)に「行政は、市民が参画して財政運営の成果を評価する仕組みをつくり、公表するよう努めなければなりません。」という一文を追加していただいている。14 ページ(1)条例の位置づけで「市の最高規範として」の後に「位置づけられ」を加え、「条例の内容に即して整備、」の後ろに「解釈及び」を付け加えていただいている。12 ページの「必要であると思います」という表現を「思います」では弱いというご意見をいただいて、「考えます」に修正していただいている。

これに対して、意見があればいただきたい。

- 12 ページの「思います」を「考えます」に変えるのは他のところも変えるのか。それともここだけ変えるのか。

■事務局

前回、提案いただいたのは中身で、そういう組織を作るというのは「思う」のではなく「強く思う」ということで「考えます」の方が良いということで提案いただいたと思っている。

- 2 ページの 4 行目から 5 行目に「ともすれば希薄になってきている市民同士のつながりを」とあるが、1 ページに「徐々に市民同士のつながりが広がっているように感じます」と矛盾する表現がある。

■事務局

2 ページは今まで議論してもらっている中の課題で出ていた部分を改めて書いていただいている。

- 「ともすれば希薄になりがちな市民同士のつながりを」にしたらどうか。

■事務局

7 ページの一文を加えたところはどうか。

(久先生)

この文章は日本国憲法に保障されていることなので、いらないと思う。

- 私もいらないと思う。

■事務局

13 ページにもう一つ(3)財政運営のところの 3 つ目として追加したかどうか。

- 2 番目と多少重なる。

■事務局

財政のことについて、チェックや評価をすることを改めて言いたいとコメントしておられたと思う。

- 3 番目はいらないと思う。

(久先生)

形式的に言うと、これは議会の仕事である。

- 全体的には、同じようなことを言っていると思う。
- しかし、財政運営というのは、市民として関わりたいし、興味もある。
- 財政運営の項目に入れていただきたい。
- 財政運営と行政評価とはどう違うのか。
- 評価すると書いてあるので、改めてまた書く必要はないと思う。評価するのには違いがないので、それに市民が入っていれば良いと思う。
- 市で行財政改革評価委員会というのが。それに、市民も入っている。

■事務局

行政評価は、行政側とする評価である。今のところ市民の方が入る仕組みではない。

- 市民の代表として議会があるので、いらないと思う。
- それが、十分でない可能性があるから、いるのではないかという意見である。
- 公認会計士に依頼しての外部監査は必要ではないか。
- (4)の評価は、行政が行う評価であって、網掛けで入れてあるところとは意味が違うと思う。
- (4)の評価は「仕組みをつくり」となっているので、市民も入った形でこれから作っていったらよい。行政評価のなかに財政も入っていると思う。

#### ■事務局

(3)の財政運営に入れたが、(4)の行政評価のなかで、「行政は、行政活動の成果を評価する仕組みをつくり」となっているが、そこに、「市民が参画できる仕組みを作るとともに、市民にわかりやすく伝える工夫をしなければなりません。」と提言すれば委員の意見も活きるかもしれない。

- 網掛けを削って、(4)の一つ目の○を「行政は、行政活動の成果を市民も参画して評価する仕組みをつくり」とすればよいと思う。
- 良いと思う。

#### ■事務局

1ページの「後北条」というのは、正式な呼び方かどうか、と「その時代から引き継がれた文化の一つとして、だんじり祭りが」とあるが、だんじり祭りはもう少し新しいのではという意見もあったがどうか。

- なにが正式でないというのが分らない。

#### ■事務局

「後北条」は通称みたいである。

- 正式には何か分からないが「後北条」と言っていた。
- 狭い範囲でずっと明治から来ているし、その前もあったのは、やはり狭山藩というのがあって、そういうのが歴史的なものという気がする。

(久先生)

調べると「執権北条氏と区別するための便宜上の名前である。」となっている。

#### ■事務局

それと狭山藩から引き継がれたものとして言い切ってよいものか。一度切って、「また、だんじりも」という方がよいのではないか。この辺のだんじりは新しいと思う。

- 歴史的なものは、あまり断言しないほうが良いと思う。
- 表現の話なので、「その時代から」を変えればよいのではないか。

#### ■事務局

はじめのところの他、全体的にどうか。大まかに、第1章から第10章までは、固まってきたと思う。そして最後の締めということで、皆さんに終わりにあたったの感想が全員出てきたら良いと思ったが、そこまでの数は出ていない。今日のメンバーの中から代表して作っていただいた

ら、なんとか提言としてできると思う。できたら、次が 24 日なので、それまでに集まっていたらお願いしたい。

- たたき案を一度作るようにする。

提案いただいた委員が来られたので、今日の状況を報告した。

- 今、大阪狭山市では行政と財政を分けて使っている。だから行政活動の後に財政を入れるのであれば別であるが、やはり行政ではなく財政の方がよい。入れるのであれば、行財政とかにしないと具合が悪いと思う。

#### ■事務局

(4)の「行政活動」とあるのを「行財政活動」に変えることとする。

それと 6 ページ第 3 章の用語の定義の前に目的がいるのではないかという提案があったが、なかなか上手に反映できない。

- 基本的な考え方の中には基本理念があるが、その中に目的を言葉として入れたほうが、私たちは何のために市民自治というのを考えてやっているんだというのが明確になる。この文章の中にはそういうのが不足していると思う。
- 市民自治の基本理念の 2 番目のところが目的のようなものだと思う。

(久先生)

議論としては、目的の中にどういうものを入れておいてほしいかである。そして、それを提言する感じである。

- 全体的に「思います」が多いと思う。

#### ■事務局

第 2 章で様々な意見や思いを出して、第 3 章で提言をしている。

- 市民自治の基本理念で、まちづくりの主体は、わたしたち市民です。に続いて、「市民が主体のまちづくりを推進することにより市民自治の確立と市民福祉の向上を図らなければなりません。」にしてはどうか。
- 次の文章との関係がどうなるのか。
- 市民自治とはどこまで指すのか。まちづくりだけではないと思う。そこにややこしさがあると思う。

(久先生)

今日、寝屋川市に行ったが、寝屋川市は、まちづくりを「福祉を増進するすべての活動」と定義している。そのように定義すれば、まちづくりイコール市民自治となる。そのように定義しなければ、また違う市民自治の範囲がある。それを我々はどう考えるかという話である。

- ここに静岡市の「まちづくり」があるが、目的という欄を作って、「まちづくり」というのをうたっておられる。どう表現するのが良いのか難しい。
- 条例の目的であれば「はじめに」の最後のほうに入っている。第 3 章に入るのはおかしいと思う。ここは、基本的な考え方である。
- 市民自治とまちづくりは、イコールではないですね。

(久先生)

イコールにする方法もあるし、イコールにしない方法もある。言葉の問題である。

- 市民自治の目的は、自分たちのことは自分たちで決めようとするものである。

■事務局

一度、入れてみてから考えてはどうか。

- だんじりをどうするのか。
- 「その時代から」を「昔から」に変えたらどうか。
- それで良いと思う。

■事務局

それでは、本体がそれぐらいでよければ、日を改めて残りの部分を希望するメンバーで集まって仕上げていただいて、次回 24 日に開催したいが、どうか。

- お願いする。

■事務局

よければ、この後で、日程調整を行うとして本日はこれで終わりとする。

次回の開催は、6月24日(火)午後7時から開催する。

以上